

○職員の分限に関する条例

昭和二十六年十月十七日

福島県条例第七十号

改正 昭和二十七年三月三〇日条例第一〇号

昭和二十九年六月三〇日条例第五二号

昭和三一年四月一日条例第二六号

昭和四六年三月二〇日条例第三号

昭和五一年三月二三日条例第七号

昭和五四年三月一九日条例第三号

昭和六三年三月二二日条例第八号

平成一三年一二月二五日条例第七七号

平成二八年三月二五日条例第一七号

令和元年一〇月八日条例第二五号

[職員の方限に関する手続及び効果に関する条例]を県議会の議決を経て次のように定める。

職員の方限に関する条例

(昭三一条例二六・改称)

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)

第二十七条第二項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、職員の方意に反する休職の事由、職員の方意に反する降任、免職及び休職の手続及びその効果並びに失職の例外に関し定めることを目的とする。

(昭五一条例七・全改)

(休職の事由)

第二条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職にすることができる。

一 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設においてその職員の方職務に関連があると認められる学術に関する事項について長期の調査、研究又は指導に従事する場合(外国の方地方公共団体の機関等に派遣される職員の方処遇等に関する条例(昭和六十三年福島県条例第八号)第二条第一項の規定による派遣の場合を除く。)

二 削除

三 削除

四 削除

五 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合

(昭三一条例二六・追加、昭四六条例三・昭五一条例七・昭五四条例三・昭六三条例八・平一三条例七七・一部改正)

(降任、免職及び休職の手續)

第三条 任命権者が、法第二十八条第一項第二号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第二項第一号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師二名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職及び休職の処分は、その旨を記載した文書を当該職員に交付して行わなければならない。

3 前項の文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を県報に掲載することをもつてこれに替えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過したときに文書の交付があつたものとみなす。

(昭二九条例五二・一部改正、昭三一条例二六・旧第二条繰下・一部改正、昭四六条例三・昭五四条例三・平二八条例一七・一部改正)

(休職の効果)

第四条 法第二十八条第二項第一号又はこの条例第二条各号の規定による休職の期間は、休養を要する程度又はその必要に応じ、いずれも三年をこえない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。この休職の期間が三年に満たない場合においては、休職した日から引き続き三年をこえない範囲内において、これを更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第二十八条第二項第二号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は当然復職するものとする。但し、定数に欠員がないときは、改めて休職にすることができる。

5 法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条に規定する育休任期付職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福島県条例第八十五号)第三条、第四条及び第五条に規定する任期付職員並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十八号)第三条に規定する任期付研究員に対する第一項の規定の適用について

は、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(昭二九条例五二・一部改正、昭三一条例二六・旧第三条繰下・一部改正、令元条例二五・一部改正)

第五条 休職者は職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の給与に関しては、職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の定めるところによる。ただし、法第二十二條の二に掲げる会計年度任用職員については、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例（令和元年福島県条例第二十五号）の定めるところによる。

(昭二七条例一〇・一部改正、昭三一条例二六・旧第四条繰下、令元条例二五・一部改正)

(失職の例外)

第六条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により禁錮又は懲役の刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとしてすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかつた職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

(昭五一条例七・追加)

(この条例の実施に関し必要な事項)

第七条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭三一条例二六・旧第五条繰下、昭五一条例七・旧第六条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年条例第一〇号）

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和二九年条例第五二号）

この条例は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三四年条例第三号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

3 福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和五十一年条例第七号）

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年条例第八号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年条例第七七号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第一七号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第二五号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。